

昭和 20 年代における生活改善普及事業と地方自治体

— 農林省の方針に対する岩手県の対応を中心に —

内田 和義^{1*}・中間由紀子²

Extension Services for Home Living Improvement and Local Governments in the Decade after World War II: Iwate Prefecture's Response to the Ministry of Agriculture and Forestry's Policy

Kazuyoshi UCHIDA and Yukiko NAKAMA (Shimane University)

This study examines extension services for home living improvement in the decade following World War II, focusing on Iwate Prefecture's response to policies set by the Ministry of Agriculture and Forestry. One of the objectives of these services was to improve the lives of farm households. Another objective was to help democratize farm villages. The Ministry asked local governments to set up agricultural improvement sections to administer these extension services. Furthermore, it asked that voluntary, female-led home living improvement groups lead the program. Iwate Prefecture, however, did not follow the Ministry of Agriculture and Forestry's policies and did not set up an agricultural improvement section. Instead, the prefecture designated those hamlets where influential agricultural leaders resided as model hamlets, so that home living improvement became a male-dominated program. Considering the ripple effect it would have on other hamlets, the men prioritized visible kitchen improvements.

Key words : decade following World War II, extension services for home living improvement, Ministry of Agriculture and Forestry, Iwate Prefecture, model hamlet

1. はじめに

敗戦後、日本は連合国最高司令官総司令部（以下、GHQ）の占領下に置かれた。GHQ は日本の非軍事化と民主化を推し進めた。その後、世界情勢の変化を契機として占領政策は経済復興へと重点を移す。しかし社会の民主化が終焉したわけではなかった。特に農村部では解決されるべきいくつかの問題が残っていた。

戦後の農政は食糧の確保・増産と農村の民主化を主要な課題として出発する。そのために様々な施策が講ぜられた。1947 年から 50 年にかけて農地改革が実施され、52 年には農地改革の成果を維持するために農地法が制定された。農地改革が開始された同じ年（1947）に農業協同組合法が制定され、以後各地で農

業協同組合が設立されていった。創出された自作農の経営と生活を安定させるためであった。1948 年には農業改良助長法が制定され、協同農業普及事業が実施される。協同農業普及事業は農業改良普及事業、生活改善普及事業、青少年教育からなっていた。

本稿で取り上げる生活改善普及事業（以下、生改事業）については、生活経営学（例えば天野 1995）、歴史学（例えば庄司 1996、大門 2003）、民俗学（例えば安井 2006）など様々な分野からアプローチがなされている。しかし方法や対象とする時期は異なっても、生活改良普及員（以下、生改普及員）や生活改善グループ（以下、生改グループ）の活動についての事例研究が中心であるという点では共通している。これに対して市田（1995）は独自の視点で生改事業の研究に取り組んでいる。すなわち、生改事業を主管する「生活改善課」の「生活改善の理念」を考察の対象としている。

我々は市田の研究に触発され、農林省の生改事業の理念と方針を検討し、さらにそれらに対して自治体が

¹島根大学
uchida@life.shimane-u.ac.jp

²島根大学
nakama@life.shimane-u.ac.jp

どのように反応し、対応したのかを考察してきた。取り上げたのは中国地方の鳥取、島根、山口の三県である。対象時期は、生改事業の研究の少ない昭和20年代を中心にした。

農林省は農家の生活の改善とともに農村の民主化を生改事業の目的とする。その目的達成のために普及事業の受入組織として女性による自主的な生改グループを育成することを方針とした。鳥取県は農林省の方針に従い自主的な生改グループの育成をはかった(中間ら2008)。島根県は、生活改善を効率的に遂行することを優先し、網羅的かつ上意下達的な組織である婦人会に頼ったグループ作りを行った(中間・内田2009)。山口県は公には自主的なグループの育成を唱えたが、実際には婦人会を利用し、農林省に対して面従腹背の態度を取った(中間・内田2010)。このように対応が異なったのは、農林省との人的交流の深浅、事業担当者のお出自等が関係していたことを明らかにした(中間・内田2010)。

本稿は、中国地方とは異なる農業や農村社会を抱えていた東北地方の自治体が、農林省の生改事業の理念と方針に対し、どのように反応し、対応したのかを昭和20年代を中心に考察することを課題とする。そして、東北地方の中でも最も貧しく遅れた農業と農村社会を抱えていた岩手県を事例に考察を進める。我々は農村社会の特性が県の方針にどのような影響を与えたかに関心を持っている。

本稿の構成は、以下の通りである。第2節で生改事業発足の経緯および農林省の理念と方針に言及する。第3節では、農林省の理念と方針に対する岩手県の対応について考察する。第4節では、岩手県の方針と現場の実態について考察する。現場の実態については、文書資料だけでなく聞き取り資料を用いて解明する。聞き取りは、当時、現場で生活改善に携わった人を中心に行ったが、その証言には今、活字にしておかなければ消え去ってしまう貴重な体験と史実が含まれている。最後に、第5節で本稿の考察結果をまとめるとともに、中国地方で行われた生改事業との対比を試みる。こうした試みは、研究史上きわめて稀少である。

以上の考察を通じて、昭和20年代における農林省の施策と地方農政との関係の解明に資することとした。

2. 農林省の理念と方針

1) 協同農業普及事業の発足

1945年12月9日、GHQは農地改革を実施することを日本政府に指令すると同時に「農民に対する技術的その他の知識を普及するための計画」の提出を求める(渉外課1949)。これに応じて作成されたのが農業技術浸透方策である。農業技術浸透方策は、「都道府県各郡内」の「同一農業立地条件の地域ごとに一カ所」の技術指導農場を設置し、「その地域の農業指導者」の「指導力を練成し、農業技術を実地に体得せしめ」、農民に対して「指導や増産の督励を行なう」という施策であった。戦後の混乱の中、1945年度539カ所、1946年度510カ所、1947年度462カ所の指導農場が設置される(総務課1972: pp.976-977)。

ところが1947年12月15日、GHQ天然資源局(以下、NRS)の局長スケンクが波多野農林大臣に対し指導農場の廃止を勧告する。戦時統制団体的な性格を残す農業会の技術員が、指導農場の運営に深く関わっていたことを問題にしたのである。農林省は制度の有効性を強調し存続を訴えるが、翌年の1月20日に再度勧告が行われる。その結果、農林省は指導農場制度の廃止を決定する(総務課1972: pp.973-1000)。

しかし農林省は指導農場制度にかわる新事業の具体案を示すことができなかった。そこでNRSのブラウン博士が、アメリカの協同農業普及事業の基礎となったスミス・レーパー法をもとに「農事研究及指導の国家的誘導整合及助成の為の法律案」を作成し農林省に提示する。同法の「目的」は、「高能率農法の普及、農業生産の増大及び農村生活状態の改善」のために「農業に関する問題につき有益」かつ「实际的の智識を獲得し」、それを「日本人民の間に伝播交換せしめることにより公共利益を増進する」ことにあった(註1)。

同法の「農事指導」の項では、指導農場制度に代わる事業として「協力的農業指導事業」が提示されている。「協力的農業指導事業」とは、「農事及び農村生活の改善のため専門指導員の雇傭、圃場展示、出版物の刊行その他の手法を用いて農民とその家族にこの問題に対する教示を受け实际的展示を与えること」とされている。

農林省は、ブラウン案を参考にして「農業に関する試験研究及び普及事業推進助長に関する法律」を作成

(註1) リンゼー・A・ブラウン「農事研究及指導の国家的誘導整合及助成の為の法律案」、1948年、国立公文書館所蔵。

し、NRSに提出する。農林省とNRSは協議を重ね「農業改良助長法案」を作成する。1948年7月5日、同法案は「農業改良局設置法案」とともに国会に提出され本会議で可決成立する（総務課1972: pp.1001-1003）。農業改良助長法は「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進すること」が制定の目的とされた。「協同農業普及事業」については同法の中で「専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることをいう」と説明されている（註2）。

2) 生活改善普及事業の目的

農業改良助長法の公布、施行により普及事業が開始される。主管は新設（1948年8月6日）の農業改良局であった。農業改良局は、技術研究部、経済研究部、普及部の三部編成であった。そのうち「農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する」事務を担当したのが普及部である（註3）。普及部は、普及課、展示課、生活改善課の三課で構成されていた。生活改善課は「農民生活及農村文化の向上ニ関スル事務」を「所掌」した（総務課1972: p.66）。同課の設置についてはブラウン博士の強い関与があったとされている（農林統計協会1971）。

初代の生活改善課長には文部省に勤務していた大森松代が就任する。この人事はGHQの意向によって行われた。GHQは、大森の留学経験に着目し（註4）、アメリカで見聞した「民主的で合理的な家庭生活」をもとに日本の農家の生活改善に当たらせようとしたのである（山本（大森）1985）。もちろん「非常に有能な人」と高く評価していたからでもあった（涉外課1950: p.70）。

生改事業は日本に初めて導入された事業であった。そのため有識者を含めた会合がたびたび開催された。1949年4月には、生活改善関係官により「生活改善事務打合せ」が開かれている（普及部1949c: p.2）。課長の大森は生改事業を進めていく上での目標として「生活文化の育成と向上」、「農業生産の増大」、「家庭生活の民主化」の3つを掲げた。そして「生活を改善する」とは、農家の「毎日の生活がよくなることで、明日へのエネルギーを豊かに貯えること」であり、

「封建的な家庭生活のあり方を民主的な家庭生活にかえゆくことである」とした（大森1949）。

その後、1951年9月27日付けで農業改良局普及部長通達「農家生活改善推進方策」が「各都道府県部長宛」に出され、生改事業の「最終目標」は「農家の家庭生活を改善向上することとあわせて農業生産の確保、農業経営の改善、農家婦人の地位の向上、農村民主化に寄与する」（傍線筆者）ことにあるとされる（総務課1972: p.1076）。管見の限り、これが農村の民主化を生改事業の目的として掲げた最初である。

上記通達の1年後、鳥取県は『農村生活改善クラブの育成について』という資料を作成し、「生活改善クラブの活動」は「婦人解放を成し遂げるという意義をもつこと」と「民主主義社会の発達に寄与することが大切である」としている。また「農村生活の中の古い構造を具体的な改善活動を通じて再検討して民主主義的な機構に改めて行くことが必要である」とも述べている（鳥取県農業改良課1952: pp.2-3）。

山口県は、通達があった年に『生活改善クラブ活動指針』を作成し、その中で「生活改善の仕事」とは、「農村を民主化して、明るい農村を建設する」ことである、と規定している（山口県農業改良課1951: p.3）。こうして鳥取県や山口県のように、農林省の意を受けて生改事業と「農村の民主化」を強く結びつける自治体が出てきたのである。

さて、先の通達では「普及事業の精神に則り、上から押しつけがましいことなく、具体的なプログラムはできるだけ農民の側の要求から出発すべきである」（傍線筆者）とされている（総務課1972: p.1076）。この「普及事業の精神」を象徴する概念が、小倉武一が提示した「考える農民」である。小倉は農業改良局長として「第2回全国農業改良普及員実績発表大会」（1951年4月5日）に出席し、次のように述べている。

「教育の目的の一つは、考えかたを変えるにあるといわれます。それを「考える農民」についていいますと、彼がいかなる生活態度をとるかについての考えかたに変化と進歩をもたらすことを意味します。批判的精神を深くしたり、感受性を強くしたり、対社会関係に見識をもったりすることは、（中略）民主主義の確立のための源であります。

従来の農政は、「考える農民」ということをまったく問題としませんでした。（中略）農民が盲従させら

（註2）「農業改良助長法」、1948年7月15日、国立公文書館所蔵。

（註3）「農業改良局設置法」、1948年7月15日、国立公文書館所蔵。

（註4）大森はワシントン州立大学家政学部の卒業生（1937年卒）であった。

れたについては、さまざまの原因がありましょうし、その原因は今日でも全部なくなっているわけでもないでしょう。しかし、そういう原因をつき破るにはまず、農民が「考える農民」でなければなりません。考えるということは、盲従に対して自主性を確立する基礎であります。自主性の確立は、とりもなおさず自我の確立であり、民主主義の根底をなすわけであります（小倉 1981: p.331）。

民主主義は確立したわけではないという認識を、小倉が 1951 年当時持っていたということを推測させる文脈となっている。こうした認識の上に小倉は、民主主義の確立のためには農民が「考える農民」になることが必要だと言っているのである。そして普及事業を含めた農政の重要な役割の 1 つに「考える農民」の育成があると言っているのである。

小倉が提唱した「考える農民」は、生改事業においても重要な概念として用いられるようになる。例えば、1954 年に生活改善課から生改普及員用の手引が出されるが、そこでも生改事業の目的は「生活をよりよくすること」と「考える農民を育てること」であるとされている（生活改善課 1954: pp.3-4）。さらに翌年、生活改善課長の山本（旧姓大森）松代は、「生活改善普及事業の目的はこの二本立であり、この二つは丁度盾の両面」であると述べている。そして「考える農民を育てるため」には、「仕事促進の場」であると同時に「集団思考の場」でもある「グループ」を育成することが大切であり、それこそが「（農村の）民主化の基盤」ともなるのだと説いている（山本（大森）1955）。

3) 生活改善普及事業の受入組織

農業改良局普及部の主催で 1948 年 11 月 30 日に「第一回生活改善に関する懇談会」が開かれ（普及部 1949b: p.8）、生改事業の「受入組織」を「何処に」するかという「問題について」議論がかわされている。有識者として招かれていた丸岡秀子は、「今までは個々の人達を対象にしてゐたやうで」あるが、農村に「新しく婦人達の会が出来て」おり、「このやうな組織を利用すること」が「大切」だと述べた（普及部 1948b: pp.15-16）。これに対して生活改善課長の大森松代は、「組織的なものを用ひる」と「国防婦人会のやうになる嫌ひ」があると反対している（普及部 1948b: p.16）。「国防婦人会のやうになる嫌ひ」の内容について具体的な説明はないが、上意下達的な、国家に奉仕する官制的組織になる危険性があるということであろう。

当時、農村の婦人組織としては、婦人会、農協婦人

部、農民組合婦人部などがあつたが、婦人会以外はまだわずかな数にすぎなかつた。それゆゑ、丸岡が想定していたのは婦人会だつたと推測される。婦人会は農村の中で容認された存在であり、うまく利用すれば普及事業をスムーズに推し進めることが可能であつた。丸岡は農村の出身で、農村社会を、そして農家というものを熟知していた。農村の女性は依然として家父長制的な隷従下にあり、行動の自由を持っていないということを知っていた（丸岡 1978）。そのため丸岡は「個々の家庭の中に持込むよりも横の組織の中で如何に育てるかゝ問題だ」（普及部 1948b: p.16）と指摘したのである。

大森は「何処までも個々の人達を対象とし、そこから自分自身で組織の力をつくり上げるところまでゆきたい」と意見を述べるが、これは普及事業を通じて高い意識を持つ個人が出現し、同じ志を持った人たちが自然に集まり自主的なグループが結成されるはずだと想定していたからである（普及部 1948b: p.16）。農村をよく知る丸岡が現実的な提案をし、東京の山の手で生まれ育ち、農村の現実を知らない大森が理想を追い求めたのだと言えるかもしれない。

その後、生改事業は大森の理想主義的な考えによって主導されていく。婦人会を生改事業の受入組織とすることは一貫して否定される。大森は、生改普及員を前に「民主的でないボスの婦人会と手を握つて、それを育てるやうなことになつてはならない」、「民主的でない婦人会であれば、ぶちこわす位の勇気がなければならぬ」と過激な発言をすることもあつた（山本（大森）1952）。

1951 年 7 月、農林省は生活改善グループの育成を主体とした「濃密指導方式」を打ち出す。公平に満遍なく普及指導を行うのではなく、「意欲のあるところを重点的に指導し、そこに生活改善グループを育成して普及活動の拠点」とするという方法であつた。ここに受入組織としての「生活改善グループ」が初めて登場する。生改グループは「上からの組織としてではなく、自発的に任意に農民によって作られるべきである」とされた（二十周年記念会 1968: p.14）。これは「自ら問題を発見し、自ら解決に取組む、考える農民を育てるため」であつた（総務課 1973: p.865）。大森松代や小倉武一の考えが強く反映された方針であつた。

3. 地方自治体の対応：岩手県の場合

1) 普及事業の主務課問題

岩手県は、農林省の指示に従い、1945 年度 13 カ所、1946 年度 12 カ所、1947 年度 13 カ所の指導農場を設

置した（農政局1948: pp.24-27）。戦後の混乱の中で、財政的に見てもかなり無理をしておいた設置であった。しかし農林省の指導農場制度の廃止決定（1948年）にともない、岩手県の計38カ所の指導農場は廃場となる。

1948年8月20日、農林次官から「新農業普及制度確立促進の件」という通牒が各都道府県知事あてに出される（普及部1949a: p.4）。これに従い、岩手県は同年10月に普及事業の計画案を作成する。普及事業の主務課設置を予定し、「農業改良課に於て農業普及事業についての総合企画」を行うとしている（註5）。通牒に、新たに「農業改良課」を設置して普及業務に当るべき、とあったからである。

岩手県では、これまで普及業務は農務課が担当していた。他府県と同様である。しかし、当時の農務課の主要な業務は食糧の供出であった。GHQの強い影響下にあった農林省は、普及事業の担当者は行政事務に関与すべきではなく、普及事業に専念すべきだと考えた。そのため、普及事業の主務課の設置を強く要請したのである。その名称は、「農林省に新設された農業改良局の名称」にならぬ「農業改良課」とするのが適切だとされた（普及部1949a: p.4）。

ところが、経緯は不明であるが、経済部長の西宮弘と農務課長の川村健三郎が農業改良課設置に強く反対するようになる。結局、主務課の設置は取りやめとなり、引き続き経済部農務課が普及事業を担当する。東北地方で農業改良課を設置しなかったのは、岩手県だけであった（十周年記念事業協賛会1958: p.38）。

農林省の指示に従わないということはGHQの意向に背くということの意味した。GHQは再三にわたって農業改良課を設置するよう勧告を行う。西宮と川村は知事の国分謙吉とともに軍政部に呼び出され、「農業改良課をつくれ」と命令されるが、「アメリカとは違うんだ」、「普及の仕事は実際に農務課でやっている」と反論した（藤巻1958）。こうした状況を重く見たのか、1949年6月11日にNRSのブラウン博士が「試験研究機関視察」という名目で岩手県を訪れる（瀬川1949b）。11月にも来県し、農業改良課の設置を勧告する（藤巻1968: p.205）。それは「従わなければ日本政府に命じて補助金一切を返させる」という高圧的なものであった（西宮1958）（註6）。

2) 岩手県の事業方針

1948年に岩手県は「農業改良事業」の「計画概要」を発表する。その冒頭に普及事業の一般方針が掲げられているが、農林省が出した『普及部の事業運営方針並計画試案』中の「一般方針」の内容とほぼ同じである（普及部1948a）。新しく普及事業に取り組むに当たって、担当者は普及事業の理念に関する部分については農林省の試案をそのまま引用して作成したのである。だが「生活改善に関する事項」は岩手県独自のものとなっている。岩手の農村社会の特性を考えて担当者が独自に考案した内容となっている。

「普及事業は農村生活のすべての事柄にふれるものである。農村生活を、かたちづくるものは家族であり、家族は男女であることは云う迄もない。特に封建的であると云はれる本県に於ては、普及事業の段階に女子が男子と同じ立場で参加されねばならないことを強調したい」（註7）。

このように、岩手県では生改事業への女子の参加を強く要請している。我々がこれまで調査・研究した中国地方の鳥取、島根、山口では、生改事業に関しては女性が主たる参加者・担い手であることは暗黙の前提であった。そこでは女性の参加をわざわざ呼びかけるような文言が資料の中に出てくることはなかった。ところがこの資料では「女子が男子と同じ立場で参加されねばならない」と強調されている。当時、岩手の農家には家父長制が色濃く残っていた。女性は男性に従属して生活しており、家の外で自由に活動することは不可能であった。「農家のヨメ」は「ツノのない牛」とみなされ、子供を生み、ただ黙々と不平も言わずに働くことが当然とされた（註8）。そうした状況を前提としての文言であった。

岩手県経済部は1951年11月に農業政策の方針をまとめている。その中で、生活改善について次のように述べている。

「農業の性格と農家経済の構造よりして農家生活は非農家の生活に比し、複雑であり且つ農村社会はいまだ封建制が強いからこれが改善は誠に困難なものがある。然し今後農業生産力の向上と農家経済の安定を期するためには積極的に農村生活の合理化を図らねばならない」（註9）。

「農業生産力の向上」と「農家経済の安定」のため

（註5） 「昭和二十四年度農業改良事業計画概要」岩手県、1948年、岩手県農業研究センター所蔵。

（註6） 実際に補助金を返還させられたのかどうかは、資料の制約によりわからない。

（註7） 前掲「昭和二十四年度農業改良事業計画概要」岩手県。

（註8） 元生改善普及員の桑原イト子氏（1931年生まれ）からの聞き取り（西和賀町にて、2010年2月20日）。

に「農村生活の合理化」すなわち生活改善を行わなければならないとしている。以下、そのために「衣食住生活の改善」、「婦人労働の軽減」等に力を入れるべきであると続く(註10)。しかし当該資料には、「農村の民主化」あるいは「考える農民」といった文言は出てこない。先に見たように、農林省は1951年9月27日付で「農家生活改善推進方策」を各都道府県に通達し、「生活改善普及活動の最終目標」の1つとして「農村民主化」への「寄与」を挙げている。ところが、岩手県の方針にはこれが抜け落ちているのである。

その後も岩手県では、「農村の民主化」や「考える農民」の育成を、生改事業の目的として生改普及員等に周知徹底させるということはなかったようである(註11)。岩手県は、抽象的な理念ではなく、具体的な生活改善を重視し、優先したのである。これに対して農林省が掲げた理念と事業方針に忠実に対応した鳥取県では、生改事業の主要な目的は「農村の民主化」の達成であり、そのために生改普及員は同志的な生改グループを育成しなければならないということを、普及担当の幹部が常に説いていた(中間ら2008)。

3) 岩手県の対応の背景

まず岩手県が農業改良課を設置しなかった理由について考えたい。農林省は、農業改良課を米の供出等の行政事務と切り離し「徹底的に純粋な技術指導の課」とすべきだと考えていた。これに岩手県の農政担当者は強く反発した(西宮1958)。

当時、米の供出は農家にとって最も重い問題であった。農家は「米の供出督励にくる役人は、鬼コのように」と恐れていた(藤巻1968:p.207)。岩手県も、普及事業の担当者は米の供出に直接関与すべきではないと考えていた。その点は農林省と同じである。しかし、普及事業の担当者が、米の供出について無関心であるべきではないとも考えていた。農家に技術指導のみを行い「供米は私の係りではありません」というような態度を取れば行政に対する信頼が揺らぐという認識であった(西宮1958)。農家の苦悩を知った上で技術指導を行い、経営や生活等の相談にものるべきだと考えたのである。そのためには普及に関わる者も、米の供出などの行政に関する十分な知識を持つておくべきで

あり、農務課に所属するのが最も理に適うと考えたのである。

農業改良課の設置を拒んだ背景には、西宮経済部長ら幹部の農林省に対する不信感があった。前述したように、農林省が発案した指導農場制度は、開始からわずか2年余りで廃止となった。岩手県も、指導農場の設置と運営には少なくない費用と人員を投じていた。それにもかかわらず短期間で廃止されたことに強い不満を感じていた。その後、アメリカ発祥の普及事業が導入されるが、彼らには日本の農業事情や技術指導の歴史を無視したものに写ったようである(岩手県1968: pp.62-63)。新事業も指導農場制度のように数年後には廃止されるのではないかという懸念もあった(瀬川1958)。そのため、普及事業の主務課を新たに設置することに対して二の足を踏み、否定的態度を取ったのである。もちろん、主務課の新設には経費増大という問題もあった。

次いで岩手県が生改事業の主要な目的を「農村民主化」という理念の追求ではなく、具体的な農家生活の改善とした点について考察したい。まず普及事業担当者の出自に注目しておかなければならない。彼らの多くは地元岩手の出身であった。例えば、生活改善の責任者である瀬川謙一は花巻の農家の出身で、花巻農学校の卒業生であった(瀬川1950c)。普及事業の草案を練った藤巻竹千代は県中部の石鳥谷町の農家出身で、盛岡農学校の卒業生である(藤巻1968: 巻末)。県外出身者も岩手と深い関わりを持っていた。川村農務課長は山形県の出身(農家)であったが、盛岡高等農林学校の卒業生であり、1939年から岩手県の農務課に勤務している(川村・藤巻1959)。彼らは岩手の農村に精通していた。農家の実情を熟知し、把握していた。農家の多くは貧しく、非衛生的な環境下で暮らしていることを知っていた。例えば、農家の台所には窓がないのが一般的で、竈には煙突がついておらず、煮炊きをすると煙が充満した。彼らは、そうした生活を実際に体験していた。煙をあびて眼病に罹る人間が多いことを知っていた。

貧しさや生活環境の悪さは、県南に比べ山が多く耕地の少ない県北で一層顕著であった(註12)。例えば、

(註9) 「農業政策の概要」岩手県経済部、1951年11月、岩手県農業研究センター所蔵。

(註10) 同上。

(註11) 元生改普及員の下上(旧姓小原) マツ子氏(盛岡市にて、2009年12月23日)、日野岳(旧姓中村) いほ子氏(盛岡市にて、2009年12月24日)、及川(旧姓細川)美保子氏(北上市にて、2009年12月25日)および桑原イト子氏(西和賀町にて、2010年2月20日)からの聞き取りによる。下上氏は1930年生まれ、日野岳氏は1929年生まれ、及川氏は1931年生まれである。

1950年に県の「生活改善指定部落」となる二戸郡爾薩体村の大段部落の状況は、ここで生まれ育った佐藤テル(1927年生まれ)によると次のようであった。

「大段部落は畑作中心のムラで、住民は傾斜のきつい畑で麦、大豆、アワ、ヒエを栽培し、山で炭を焼いて暮らしを立てた。主食はヒエで、おかずは一年中自家製の塩辛い漬物であった。台所は窓がなく薄暗かった。流しや竈のある家は少なく、煮炊きは台所近くに設置された囲炉裏で行われる場合が多かった。ムラの38戸のうち、井戸を持つのは、1軒の「オオヤ」(総本家)と2軒の「ホンケ」(本家)だけであった。「カマド」(分家)や「ナゴ」(非血縁系分家)は、「オオヤ」や「ホンケ」に水をもらいに行かなければならなかった。風呂を持つのもその3軒だけであったが、風呂を沸かすのは週に1回程度であった。家族が入った後、「カマド」や「ナゴ」がもらい湯に来た。その湯は垢だらけであった」(註13)。

こうしたムラの現実を知る普及事業の担当者は、農村の民主化という理念よりも、農業改良による「農業生産力の向上」と「農家経済の安定」、そして「台所改善」等の具体的な生活改善を優先しなければならなかったと考えたのである。

もちろん、農村の民主化が不必要だったというわけではない。むしろ岩手県ほど農村の民主化を必要とする県はなかったと言ってもよいかもしれない。例えば、岩手の農村には依然として強固な本家分家関係が残っていた。カマド(分家)は生産においても生活においてもホンケに依存して暮らしていた。前述したように、大段部落では生活用の水でさえホンケに頼って生活していた。両者の関係は必然的に一種の主従関係にならざるを得なかった。

より山間部のムラでは、戦後になってもダンナ(山林地主)の支配が続いていた。次は、それを告発する農民の投書である。

「私の部落は(中略)今だに旦那に対しての名子制度が行われています。それは山林未解放のためであります。(中略)現在、一年に燃やす薪平均三間、その他農耕に必要な材料をいたゞくために年一戸当り七十人の昔ながらの『札を渡す雇い』で使われます。(中略)それもいそがしいときに使われますので、私の家

のように働き手が二人だけだと毎日一人務めているようなものです」(県北一農民1953)。

岩手郡にあるこのムラでは、人々は戦後になってもダンナに隷従して生きなければならなかった。燃料や肥料の供給源である山林がすべてダンナのものだったからである。山林利用の見返りとして、農繁期に70日もダンナの家で働かなければならなかった。この農民は思い余って「山林はどうして解放されないのか」と県の広報誌に投書したのである。それに対する県の回答は、「現段階においては、山林の調整は」、「政府では目下のところ全然その意志がないようです」というものであった。

こうしたダンナは例外的な存在だったわけではない。例えば農務課技師の鈴木泰輔は、下閉伊郡安家村には「T氏なるダンナ」が存在し、村では「ダンナの覚え目出度くないものは」、「凡ゆる点に於いて困る」(鈴木1950)ことになることを報告している(註14)。しかし、こうしたダンナの存在については、先の回答に示されているように、県にはどうすることもできない問題だったのである。

岩手県が農林省の方針に従わず独自の方針を取ることが可能であった背景に、農林省との人的交流が密接ではなかったということがある。農林省との人的交流が密接で、農林省の方針に忠実な対応をした鳥取県と対照的である。鳥取県では、普及事業の責任者であった農林部長と農業改良課長が農林省の出身であった。岩手県では経済部長と農務課長が普及事業全体の責任者であったが、経済部長の西宮弘は内務省の出身(戦前期官僚制研究会1981:p.600)、農務課長の川村健三郎は農学校の教師をした後、岩手県の職員となっている(川村・藤巻1959)。そのため農林省の強い影響を鳥取県ほど受けなくてすんだのである。

もう1つの要因として「農民知事」と称された国分謙吉の存在を挙げることができる。初の知事公選(1947年4月)に際し、岩手山麓で農場を経営していた国分は官僚農政に反対する農民たちに担がれ出馬する。次はその時の公約の一部である。

「地方自治の特異性を明かにし、中央の施策に対し深く検討を加え、本県独自の方針により従来所謂天降り案の鵜呑みを極力排除する」(読点は筆者)(註15)。

(註12) 岩手県では盛岡市を境に南を県南、北を県北と呼びならわしている。

(註13) 佐藤テル氏からの聞き取り(二戸市にて、2010年2月17日)。

(註14) 現地での聞き取りによると(小路八重子氏より、2013年9月19日)、村民はT氏を「ダンナサマ」、「トノサマ」と呼んで服従した。

(註15) 「知事候補にきく」『新岩手日報』、1947年3月1日、岩手県立図書館所蔵。

農政担当者が岩手県独自の農政を展開しようとしたのは、国分知事の意に沿ったものであったことがわかる。GHQや農林省の圧力に抵抗する経済部長や農務課長らの行動を国分知事は当然のように後押ししたのである。

4. 岩手県における生活改善普及事業

1) 生活改善普及員と生活改善推進員

岩手県では1949年に生改事業が開始され、生改普及員の資格試験が2月22日より5日間かけて行われる。応募者は31名で、合格者は21名であった(瀬川1949a)。実際に生改普及員として活動することになるのは5名で、いずれも農家出身の女性であった(瀬川1950c)。初年度は「人員の関係」で各地区への配置は見送られる(小笠原1949)。生改普及員の活動の中心は、生活改善講習会に講師として参加し、生改事業について説明することであった。

翌1950年には生活改善の実務を担当する生活改善係が農務課内に設置される(瀬川1950a)。また県下5ヵ所に生活改善指定部落(以下、指定部落)が設置される。それにとまって、花巻、岩谷堂、千厩、盛岡、福岡の各地区農業改良普及事務所(以下、地区普及所)に生改普及員が配置される(瀬川1950b)。同時に「生活改善推進員」(以下、推進員)制度が設けられる(小野寺1951b)。生改普及員の数は少なく、1人でかなりの広域を担当しなければならなかった。また生改普及員は若い女性であり、配置されたのは出身地以外の地区であった。それゆえ彼女たちは閉鎖的な地域住民に受け入れてもらえない可能性があった。そこで生改普及員の補佐役として推進員を置いたのである。選ばれたのは地域の名望家層の婦人たちで、大半が婦人会の会長であった。こうした婦人たちが言うことであれば、村の間も耳を傾けるであろうと考えたのである。

生改普及員は自分の担当する郡の推進員に協力を要請し、講演会などで生活改善の必要性を説いてもらった(註16)。だが、推進員と一緒に現場を歩き、農家に対して指導を行うということはなかった(註17)。

生活技術の普及を担当するのが生改普及員であり、「それを受入れる側の心の改善を進めてやるのが、推進員の役割」とされた(瀬川1952)。

生改普及員の中村いほ子の初任地は、花巻地区であった。1950年のことである。中村は県北の一戸町の出身で、県南の花巻はなじみのない土地であった。県北と県南では言葉が異なり、コミュニケーションがとれるか不安であった。県立の女子専門学校生活科を卒業したばかりで経験もなかった。中村は、意を決してムラの中に入り「声かけ」をすることから始めた。男性の積極的な反応に対し、女性のそれはとても鈍いものであった。特に若い女性の消極的な態度はあきれれるほどであった(註18)。

そこで中村いほ子は推進員の助けを借りて講演会や講習会を開くことにした。稗貫郡の推進員は中村ヤエ(当時40代)であった。ヤエは農家の女性から厚い信望を得ていた。彼女は、積極的に「声かけをして人を集め」てくれた。講演では生活改善の意義を熱心に説いてくれた(註19)。彼女は、新田部落(指定部落)が属する湯口村の「婦人会の幹部」であった(註20)。

2) 生活改善指定部落制度

岩手県は1950年に指定部落制度を設ける。「生活改善普及員の数が極めて少い」(藤巻1951)がゆえの措置であった。その目的は「この部落を中心に指導普及して、その村その地区へと漸進的に改善普及を進め」ることだとされた(瀬川1950b)。また「広く浅く行うよりも狭く深く行つて早く具体的な実績を示し、此の仕事の意義の深さと効果の偉大な事を事実を以て啓蒙宣伝」することも設置の目的とされた(小野寺1951a)。その選定に当たっては「地域性と本事業に対する熱意等」が考慮された(瀬川1950b)。最初に指定部落として選定されたのは、東磐井郡小梨村清田部落、江刺郡愛宕村林部落、稗貫郡湯口村中根子部落、盛岡市本宮第一部落、二戸郡爾薩体村大段部落の5ヵ所である(瀬川1950b)。それらは県南の水田地帯から、県北の畑作地帯に及んでいる。いずれのムラも交通の便が良く(国鉄の駅に近い等)、視察を前提として選ばれていたことがわかる。

(註16) 前掲、日野岳氏からの聞き取り(2009年12月24日)。

(註17) 前掲、下上氏からの聞き取り(2009年12月23日)。

(註18) 前掲、日野岳氏からの聞き取り(2009年12月24日)。

(註19) 同上。

(註20) 中村陽子氏(1936年生まれ)からの聞き取り(花巻市にて、2015年3月16日)によると、中村家は田畑1町4反歩を耕作する専業農家で、ヤエ(1908年生まれ)はその「跡取り娘」であった。花巻の高等女学校を卒業した後農業に従事するが、「ひとの面倒をみるのが好き」で婦人会活動に精を出すようになる。

選定後間もなく2カ所の指定部落が他のムラに変更される。稗貫郡の中根子部落が隣の新田部落に、江刺郡の林部落が同じく隣の皂角部落に変更される（小野寺1951c）。最終的に指定部落として選定されたムラには、戦後農事改良に熱心に取り組んできた農民リーダーが存在していた。新田部落（稗貫郡）には藤原林一、皂角部落（江刺郡）には高野昭治（註21）、大段部落（二戸郡）には佐藤国雄（註22）、本宮第一部落（盛岡市）には斎藤熊吉（註23）、清田部落（東磐井郡）には千葉武志（註24）といった近隣に知られたリーダーが存在していた。ムラの住民をまとめ、事業が円滑に進むようにするために中核となる人物が存在するムラが選定されたのである。

指定部落での生活改善は、台所改善に重点を置いて行われた。台所改善にはお金が必要であった。そのため「財布のひもを握っている」男性を中心とした組織によって生活改善を行おうとしたのである。岩手県が採用した指定部落制度は、波及効果を狙うという点で、農林省が1951年に採用した濃密指導方式と似ている。しかし、前者が男性を担い手としたのに対し、後者が女性の生改グループを担い手とするという点において大きく異なっている（註25）。また、岩手県が指定部落制度をとったのは1950年のことであり、農林省が濃密指導方式を採用する1年前のことである。

指定部落は、1950年には5カ所だけであったが、1951年以降も指定が行われ、その数は増えていく。以下、考察の便宜上、1950年に指定されたものを第一次指定部落、1951年以降に指定されたものを第二次指定部落とすることにしたい。

3) 第一次指定部落の生活改善

1950年に指定部落が設置されると、それぞれ1名の生改善普及員が配置され、農業改良普及員（以下、農改善普及員）の助けを借りながら普及指導がなされる。ところが「様々の事情から内二カ所の指導が空白」状態となってしまふ。なぜ「二カ所」（本宮第一部落と大段部落）の「指導が空白」となったのかはわからない。残りの清田部落、新田部落、皂角部落では、ほぼ順調に普及指導が行われる。清田部落では「台所改善」・「食生活改善」・「衣生活改善」が、新田部落では「台所の改善」が、そして皂角部落では「台所の改善」・「食生活改善」・「農家日誌普及」が、「問題」として「取上げ」られる（小野寺1951c）。実際にはいずれの指定部落でも台所改善に重点が置かれる。

ここでは新田部落と皂角部落を取り上げ、指定部落での生活改善の実態をみてみることにしたい。

稗貫郡の指定部落には、最初、湯口村の中根子部落が選ばれる。同部落に農改善普及員の白藤照美が居住しており、彼の推薦があったからとされている（註26）。ところが選定後間もなく、中根子部落から隣の新田部落へと指定部落の変更がなされる。中根子にはリーダーとなるべき人物が存在せず、住民をまとめることができなかったためである（註27）。それに対して、新田には近隣に知られた若い農民のリーダーが存在していた。藤原林一である。藤原はまだ20代（1924年生まれ）であった。藤原は貧しい家の出であったが、統率力のある魅力的な人間であった。彼は同世代の農民を率いて農事改良に熱心に取り組む、病虫害の共同防除などを実践していた（註28）。

担当の中村いほ子普及員が、藤原や照井角治（藤原

(註21) 藤原林一と高野昭治の属性等については、後述する。

(註22) 前掲、佐藤氏からの聞き取り（2010年2月17日）。佐藤国雄（1919年生まれ）は「ムラの中心人物で、まわりから頼りにされ」、若い時「青年団長」や「農事実行組合長」を務めた。

(註23) 斎藤治夫氏（1934年生まれ）からの聞き取り（盛岡市にて、2011年2月27日）。斎藤熊吉（1909年生まれ）は、1926年に盛岡農学校を卒業し、戦中は「満州に軍人として行っていた」。帰国後はしばらく盛岡農学校で「代理教員」をしていた。

(註24) 千葉富夫氏（1923年生まれ）からの聞き取り（一関市にて、2009年10月31日）。千葉武志は当時40代であった。ダンナ（旧地主）の家柄であったが、進取の気性に富んだ人で、住民を率いて「部落全体でリング栽培をしたり、養鶏をやったり」した。

(註25) 農林省は「モデル部落」と「濃密指導部落」を峻別し、前者は「県」に「指定されたもの」、後者は「普及員が部落の人々の様子をよくみて」「決定したもの」と定義している。農林省は、前者には永続性がない等多くの点で問題があるとして否定的であった（生活改善課1954：pp.27-28）。

(註26) 照井角治氏（1925年生まれ）からの聞き取り（花巻市にて、2009年11月2日）。

(註27) 前掲、日野岳氏からの聞き取り（2009年12月24日）。

(註28) 前掲、照井氏からの聞き取り（2009年11月2日）。本家の藤原良一氏（1935年生まれ）からの聞き取り（花巻市にて、2015年3月18日）によると、林一家はわずかに田畑7反歩を所有するだけの貧しい農家であった。

の補佐役)たちに生改事業への参加を呼びかけると快諾が得られる(註29)。藤原や照井たちは、中村普及員の指導の下、ムラの生活改善に取り組む。特に台所改善に重点を置いた。最初に、農家が実行しやすいように、経費が比較的小からない「台所用具の能率的配列」に取り組む。次に、経費のかかる改善の「啓蒙」と「普及」に取り組んだ。まず「ガラス窓設置」を行う。農家の台所には窓がなく、暗くて不便であり、排気ができなくて不衛生でもあったからである。次いで調理台の設置である。調理の便のためと衛生面からであった。最後に「板の間式」の台所を半分だけ「土間式」とする改善に取り組んだ。農作業のあいまに作業着のまま調理をし、食事ができるようにするためであった。こうして総戸数40のうち「台所用具配列改善」が6戸、「ガラス窓設置」が3戸、「調理台設置」が3戸、「土間式改善」が5戸で実施された(小野寺1951c)。台所用具配列を除けば、実施できたのは経済的に恵まれた家だけであった。その中には照井角治家も含まれるが、同家は運送業(農業と兼業)を営んでおり「現金収入があって」ムラの中では「裕福な部類」に属した(註30)。新田部落の台所改善は、先進的な事例として喧伝され、県下各地から様々な団体が視察に訪れるようになる。その中心は婦人会であった(註31)。

江刺郡の愛宕村に指定部落を設置することについては、村長高野俊治の県への働きかけがあったからだと言われている(註32)。当初、指定部落として選定されたのは林部落であった。その後、林部落から「指定を返上したい」という申し出があり、かわりに皂角部落が指定部落となる(註33)。皂角でも「生活改善の意義がどんな事か「解らず」、「モデル部落返上」の声が上がる(高野1952)。担当の伊藤睦子普及員は、農改普及員やムラのリーダー的存在であった高野昭治の力を借りて懐疑的な人々に対して説得を行う。高野は

まだ20代の若者であったが、その知性と行動力によってムラの住民から畏敬され、信頼されていた(註34)。

説得の結果、ようやく人々の「生活改善に対する認識が深まり」、しだいに事業に対して協力的になるのである(高野1952)。「戸別指導」(小野寺1951c)が行われた後、最初に及川正治郎家で台所改善が実施される(註35)。及川家に目をつけ、説得したのは高野であった(註36)。同家はムラの中でも裕福な層に属していた。及川家は台所改善のモデルとなり、ムラの住民が見学におしよる。その結果、台所改善に取り組む家が相次ぐ。約半年で「文化かまど取入れ農家四戸」、「土間式改善十三戸」、「いろいろ廃止二戸」という成果となる(小野寺1951c)。かくして、台所改善の先進地として皂角部落には遠近を問わず婦人会等の視察が相次ぐ。

台所改善が一段落すると、住民の生活改善への熱意は薄らいでいった。高野昭治はこれを強く危惧した。高野は「台所改善のみで、最早生活改善が終つたものゝ如く考えて足踏み状態である」「わが部落の実情」を憂え、「これが打開のために青年グループ」を結成する(高野1958)。皂角青年クラブである(高野1952)。皂角青年クラブは数少ない同志的な生改グループであった。男性(8名)は引き続き台所改善に、女性(4名)は食生活の改善に取り組む。そのほか、一体となって冠婚葬祭の簡素化にも取り組んだ。これには婦人会の協力もあった(註37)。

4) 第二次指定部落の生活改善

1951年以降も指定部落の設置が行われる。その総数や、何年まで指定が行われたのか等については、資料的制約により不明である。生活改善の実態について比較的多くの情報を得ることのできた、以下の第二次指定部落を中心に考察を進めることにしたい。

①胆沢郡佐倉河村十五区部落

(註29) 前掲、日野岳氏からの聞き取り(2009年12月24日)。

(註30) 前掲、照井氏からの聞き取り(2009年11月2日)。

(註31) 同上。

(註32) 高野昭治氏(1927年生まれ)からの聞き取り(奥州市にて、2009年11月1日)。高野俊治は1882年に江刺郡愛宕村で生まれ、師範学校を卒業して県内各地で小学校の教員をした。県北山間部の貧しい地域での教員生活も経験した。その後、県会議員となり、次いで愛宕村の村長となる(岩手新報社1950:p.117)。

(註33) 同上。

(註34) 高野卓郎氏(1940年生まれ)からの聞き取り(奥州市にて、2009年11月1日)。

(註35) 前掲、高野昭治氏からの聞き取り(2009年11月1日)。

(註36) 同上。

(註37) 高野昭治氏からの聞き取り(奥州市にて、2011年7月25日)。

- ②胆沢郡若柳村一本松部落
- ③江刺郡稲瀬村佐野向部落
- ④東磐井郡舞川村十五区部落

上掲のうち①と②は水沢地区普及所の管轄である。

実質的に農務課が編集していた『農業普及』という雑誌の第3巻第12号(1951年12月)に「普及事務所めぐり一水沢地区の巻一」という記事が載っている。

「県下屈指といえばおおげさかもしれないが、担当町村は水沢、佐倉河、南都田、姉体、真城、羽田、黒石、若柳、の一町七ヶ村、(中略)、まづ特筆したいのは生活改善の活動ぶりであろう。県の指定は佐倉河村の一五区部落であるが、これ以外に各町村に必づ一つのモデル部落を指定して、(中略)大きな収穫をあげつゝある」(農務課1951)。

この記述により、県の指定部落と地区普及所の指定部落があったということがわかる。水沢地区には計8カ所の指定部落があったのである(註38)。

1951年以降、このように2種類の指定部落を設置し、その数を増大させたのは、波及効果を拡大するためであったと考えられる。近隣に指定部落が設けられれば、視察が容易になるからである。実際、指定部落に刺激されて生活改善に乗り出すという例は多かったようである。例えば、胆沢郡若柳村の箸塚部落について、林・吉松(1969)は次のような報告をしている。

「隣の一本松部落が、生活改善指定部落として選定されたのに刺激されて、昭和30年にグループを結成した。中心人物は3人の指導者と中間の総領である年長婦人で、これらの人たちを中心として箸塚更生会が誕生した」。

一本松部落は、水沢地区普及所の指定部落であった。受入時の責任者は阿部武雄(当時40代)である。阿部は「農業に熱心な」人物で、ムラの農事実行組合長を務めていた。この阿部を中心にしたムラの男たちによって台所改善が行われる。生改普及員の指導を受けながらである。「イロリ」を廃し、「粘土でカマドを作った」。「カマド」は「モミがらを燃料とする」ものであった。また「お膳をやめて、テーブルで食事ができるようにした」。その後、「コビル作り」の講習会な

どが開かれるようになると、担い手は男性から女性(一本松婦人会)にかわる(註39)。

その当時、隣部落の箸塚には「手間取り仲間」である1つのグループがあった。彼女らは手間取り作業をしながら見聞した一本松の生活改善に刺激を受け、普及所に相談し、生改普及員の指導を受けて生改グループを結成する。それが箸塚更生会である(林・吉松1969)。箸塚更生会は最初有志のグループであったが、しだいに参加者が増え、結局、婦人会と成員が重なるようになる。そこでは、台所の改善、食生活の改善、共同炊事などが実施された(註40)。

③の佐野向部落は、県指定であったのか、それとも地区普及所の指定であったのかかわからない。こども農事実行組合が最初は受入組織となっている。しかし、婦人会が近くの田原村馬形部落に視察に出かけるなどの活動をするようになる。馬形部落は指定部落で、「カマド改善」が活発に行われていた(註41)。その後、佐野向部落では「台所と食堂を別にして、土足で食事ができるようにする」という改善を行う。食生活の改善が主要な改善項目になると、婦人会を母体にした女性のグループが前面に出るようになる。このグループには、ムラの全戸(24戸)から女性の参加があった。婦人会がお姑さんを中心にしていたのに対し、それは「おヨメさん中心」のグループであった(註42)。生改普及員の指導を受けて「保存食の利用の仕方」の「実験」を行ったりしている(農産課1953)。

④の舞川村十五区部落は県の指定部落である。受入の責任者は、農業会の元職員であった石川新吉である。石川は当時60代であった。最初は「石川家が率先してカマド改善を実行」する。同家にはムラの間人が多数見学を訪れる。その後(1953年頃)、女性の生改グループが結成される。リーダーは、東京から疎開にきていて当地に住みついた佐藤やすである(註43)。佐藤は当部落の生活改善について次のように述べている。

「昨年当村が生活改善モデル部落として県よりの指定をうけ、(中略)毎月定期的に二十八日に集りをもち、(中略)一番始めに台所の改善をすべきだということに意見が一致し、台所を明るく、衛生的にするこ

(註38) 遠野地区普及所に勤務していた桑原イト子は、遠野地区でも県の指定部落と地区普及所の指定部落があったとしている(西和賀町にて、2014年9月16日)。

(註39) 元一本松住民の亀井慶治氏(1930年生まれ)からの聞き取り(奥州市にて、2014年9月13日)。

(註40) 高橋三男氏(1934年生まれ)からの聞き取り(奥州市にて、2014年9月13日)。

(註41) 馬形部落が県の指定であったのか、地区普及所の指定であったのかはわからない。

(註42) グループのリーダーであった千葉キヌ氏(1930年生まれ)からの聞き取り(奥州市にて、2014年9月15日)。

(註43) 元舞川村職員の千田キミエ氏(1928年生まれ)からの聞き取り(一関市にて、2014年9月17日)。

と、改良かまどを入れること、流しを作ることなどについて申し合いました。(中略)しかし、何ものにもさき立って問題になるのは経済の面でした。(中略)特定の人だけの改善に終わってしまいそうでしたので、小家畜殊に豚を飼つたり、鶏を一戸五羽以上飼つて、卵貯金をすることなどを申し合わせました」(佐藤やす 1952)。

台所改善の経費捻出のため、豚や鶏を飼うことを計画したとしている。第一次指定部落では、「裕福な家」での改善が終わると、ムラの生活改善は停滞してしまった。それを避けるための方策を考え、実行したのである(註44)。

5. おわりに

岩手県は、農林省の普及事業の方針に反する対応をした。主務課(農業改良課)の設置を求められても頑強に抵抗し、従来通り農務課が兼務する方針を貫いた。農業改良課を設置しなかったのは、東北六県の中で岩手県だけであった。岩手県が生改事業を推し進めていく上で一貫していたのは、農林省の意向ではなく県内事情を優先するということであった。県内事情を優先するという方針を可能にした要因の1つとして、農林省との人的交流の希薄さがあった。

農林省の生改事業の方針が確固としたものになるのは、濃密指導方式を採用する1951年頃のことである。同省は、自主的かつ同志的な生改グループを育成し、それを担い手として生活改善を行うことを自治体に指示する。農村の民主化のためであった。主体が女性であることは暗黙の前提であった。しかし農村社会の特性を考えると、岩手県が農林省の方針をそのまま受け入れるのは不可能であった。時期尚早であったと言ってもよい。岩手県は「農村民主化」という抽象的な理念ではなく、具体的な「生活改善」を重視した。「生活改善指定部落」制度を設け、当初、男性を主体として生活改善を推し進めた。その背景に厳然として残る家父長制社会があった。県の主導でモデル部落を作り、他の部落、他の地域への波及を狙うという方法であっ

た。そのため生改事業の初期には、「見える改善」である台所の改善が行われた。岩手県では「台所改善は生活改善を叫ぶ人の合言葉の様にさえなつて」いった(大木1953)。

しかし、台所の改善には多額の費用がかかった。例えば、和賀郡のある農家が、1951年に台所にガラス窓を取り付け、「文化カマド」を設置したところ、工費込みで22,650円かかっている(佐藤次郎1952)。これは、同年の岩手県の農家所得が平均208,351円なので(岩手県経済部農政課1953)、その約11%に相当する(註45)。

第一次指定部落には、地域的に見れば比較的裕福なムラが選ばれたが、それはこのように高い改善費用を考慮したためであった。それでも、経済的に上層の家の改善が終わると、ムラの中の普及は停滞してしまう。それを反省して、第二次指定部落では、資金調達のための方策が考案され実行に移される。「卵貯金」、「無尽講」などである。

台所の改善が順調に進むと、人々の関心はしだいに食生活の改善や衣生活の改善へと移っていった。改善項目の変化とともに、担い手も男性から女性へと移っていった。『農業普及』を繙くと、1953年頃から食生活や衣生活の改善に取り組む「生活改善グループ」を紹介する記事が少しずつ増えていく。しかし我々の調査(聞き取り)によると、生改グループを名乗ってはいても農林省が推奨したような同志のグループはごく稀で、ムラの中の全戸が参加する網羅型の組織が大半であるというのが実態だったようである(註46)。とはいえ、家父長制が色濃く残っていた岩手の農村社会で、女性に家の外で活動する機会を与えたという点において、生改事業は大きな役割を果たしたと言えよう。

最後に、岩手県と中国地方との対比を行って、この稿を終えることにしたい。まず普及事業の主務課であるが、岩手県がGHQ・農林省の指示に抗して主務課を設置せず農務課に兼務させたのに対し、中国地方の三県は普及事業の開始当初に農業改良課を設置している。

(註44) 水沢地区普及所は各指定部落に「台所改善無尽講」を作らせている。その結果「着々台所改善の成果をあげ」、県の指定部落(十五区部落)のあった「佐倉河村の如きは一挙に六二基の文化カマドが普及」する(農務課1951)。

(註45) ちなみに県北の場合、二戸郡を例にとると農家所得は平均131,759円なので(東北農業試験場経営部1952:p.29)、その約17%にも相当する。

(註46) 有志だけで出発しても、いずれはムラ中に参加を呼びかけなければならなかった。「ムラの和」を壊さないためであった。逆に参加を呼びかけられれば、それを拒むことは難しいことであった。さもないければ、「あそこのヨメはどれだけかせぐんだべ」などと陰口をたたかれることになったからである(前掲、桑原氏からの聞き取り、2014年9月16日)。

担い手は、岩手県が昭和20年代の後半まで男性中心の組織であったのに対し、中国地方の三県はいずれも最初から女性が中心的担い手であった。さらに言えば、婦人会が実質的な担い手であった(註47)。岩手県で女性が男性に取って代わるようになるのは昭和30(1955)年前後からであり、婦人会が主要な担い手となる。

改善項目は、岩手県が昭和20年代の後半まで台所改善に特化していたのに対し、中国地方の三県は、台所改善に特化するということはなく、食生活や衣生活の改善にも取り組んでいた。

上記のような違いが出てきた要因や背景については本文で言及したので、ここでは農村社会の特性が関わっていた(特に、担い手問題に)ことだけを再度指摘しておくことにしたい。

引用文献

- 天野寛子(1995)「戦後の農家の生活改善について」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』15: 47-66.
- 藤巻竹千代(1951)「普及事業三年のあゆみ」『農業普及』3(12): 8-11.
- 藤巻竹千代(1958)「座談会・狙うもの期待されるもの」『農業普及』10(11): 14-17.
- 藤巻竹千代(1968)『普及夜話』岩手県農業改良普及会.
- 林雅子・吉松藤子(1969)「農作業の共同化から生活共同センターの設置へ(岩手県)」『普及事業の足跡と展望—協同農業普及事業調査委託事業報告書—』全国農業改良普及協会, 440-463.
- 市田知子(1995)「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』49(2): 1-63.
- 岩手県(1968)『農家と共に—農業改良普及事業創設20周年記念誌』.
- 岩手県経済部農政課(1953)『昭和26年度農家経済調査報告書』.
- 岩手新報社(1950)『岩手人名録』.
- 川村健三郎・藤巻竹千代(1959)「農業指導の椅子で二十年」『農業普及』11(2): 20-22.
- 県北一農民(1953)「高い薪代名子制度の名残りか」『広報いわて』岩手県秘書課, 88: 11.
- 協同農業普及事業二十周年記念会(二十周年記念会)(1968)『普及事業の二十年』.
- 丸岡秀子(1978)『埋葬を許さず』未来社.
- 中間由紀子・内田和義・伊藤康宏(2008)「生活改善実行グループと婦人会」『農村生活研究』52(1): 12-21.
- 中間由紀子・内田和義(2009)「戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会」『農林業問題研究』45(1): 108-113.
- 中間由紀子・内田和義(2010)「生活改善普及事業の理念と実態」『農林業問題研究』46(1): 1-13.
- 西宮弘(1958)「強硬だったGHQ」『農業普及』10(11): 10.
- 農業改良普及事業十周年記念事業協賛会(十周年記念事業協賛会)(1958)『普及事業十年』.
- 農業改良局普及部(普及部)(1949a)『普及だより』1.
- 農業改良局普及部(普及部)(1949b)『普及だより』3.
- 農業改良局普及部(普及部)(1949c)『普及だより』10.
- 農務課(1951)「普及事務所めぐり—水沢地区の巻—」『農業普及』3(12): 15.
- 農林大臣官房渉外課訳編(渉外課)(1949)「農地改革に関する件」『司令部覚書集 自降伏日至昭和23年12月31日』, 71-73.
- 農林大臣官房渉外課訳編(渉外課)(1950)「農民生活改善計画に関する件」『総司令部覚書集II 自昭和24年1月1日至昭和25年5月31日』, 68-71.
- 農林省大臣官房総務課(総務課)(1972)『農林行政史』6.
- 農林省大臣官房総務課(総務課)(1973)『農林行政史』10.
- 農林省農業改良局普及部(普及部)(1948a)『普及部の事業運営方針並計画試案』.
- 農林省農業改良局普及部(普及部)(1948b)『第一回生活改善に関する懇談会記録』.
- 農林省農業改良局生活改善課(生活改善課)(1954)『生活改善普及活動の手引』.
- 農林省農政局(農政局)(1948)『農業技術指導農場要覧』大日本農会発行.
- 農林統計協会編(1971)「生活改善運動の草わけ 山本松代氏」『農林省広報aff』農林弘済会, 2(9): 40-43.
- 農産課(1953)『普及通報』岩手県農産課, 16: 2.
- 小笠原智枝子(1949)「私の村の生活」『農業普及』1(8): 18, 27.
- 小倉武一(1981)『小倉武一著作集(第5巻)』農文協.
- 大門正克(2003)「生活を改善すること」『山梨県史研究』11: 79-104.
- 大木周平(1953)「有難迷惑とはこのこと」『岩手の保健』岩手県国民健康保健団体連合会, 29: 11.
- 大森松代(1949)「課長挨拶」『生活改善事務打合せ記録』農林省農業改良局生活改善課, 3-5.
- 小野寺幸(1951a)「本県農村生活改善普及事業の基本的考察」『農業普及』3(1): 15-16.
- 小野寺幸(1951b)「新しい年の方向」『農業普及』3(4): 23.
- 小野寺幸(1951c)「指定部落の動き」『農業普及』3(5): 27.
- 佐藤次郎(1952)「台所を改善して」『農業普及』4(1): 28-29.
- 佐藤やす(1952)「改善する心こそが生活改善」『農業普及』4(6): 30.
- 瀬川謙一(1949a)「改良普及員資格試験を終わって」『農業普及』1: 24.
- 瀬川謙一(1949b)「普及日誌抄」『農業普及』1(4): 32.
- 瀬川謙一(1950a)「普及ニュース」『農業普及』2(5): 32.
- 瀬川謙一(1950b)「農村生活改善指定部落設置について」『農業普及』2(8): 5.
- 瀬川謙一(1950c)「現地にいつた生活改良普及員へ」『農業

(註47) 鳥取県は、県の方針として自主的な生改グループの育成を目指したが、実際の担い手は大半が婦人会か、婦人会の下部組織であった。詳しくは中間ら(2008)を参照。

- 普及』2(10): 1-2.
- 瀬川謙一 (1952)「生活改良普及員研修会開かる」『農業普及』4(11): 31.
- 瀬川謙一 (1958)「緑の自転車」『農業普及』10(11): 11.
- 戦前期官僚制研究会編 (1981)『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会.
- 庄司俊作 (1996)「戦後山間地における生活改善運動と農村女性の自立」『社会科学』56: 145-182.
- 鈴木泰輔 (1950)「安家村を尋ねて」『農業普及』2(12): 14-17.
- 高野昭治 (1952)「生活改善は青年の力で」『農業普及』4(10): 30.
- 高野昭治 (1958)「農家の台所改善について」『農業普及』10(3): 50.
- 東北農業試験場経営部 (1952)『農家生活に関する調査研究報告』.
- 鳥取県農業改良課 (1952)『昭和二十七年度 農村生活改善クラブの育成について』.
- 山口県経済部農業改良課 (山口県農業改良課) (1951)『生活改善クラブ活動指針』.
- 山本 (旧姓大森) 松代 (1952)「グループと既存団体との関係」『第一回生活改良普及員長期講習会記録』農林省農業改良局生活改善課, 19-20.
- 山本 (旧姓大森) 松代 (1955)「生活改善普及事業の構図」『農林時報』農林省大臣官房弘報課, 14(1): 45-47.
- 山本 (旧姓大森) 松代 (1985)「生活改善と農村婦人の解放」西清子編『占領下の日本婦人政策—その歴史と証言—』ドメス出版.
- 安井真奈美 (2006)「村の暮らしを改善する」『山口県史研究』14: 59-80.
- (2014年12月3日受付, 2015年6月11日受理)

要旨：昭和20年代の生活改善普及事業について、農林省の方針とそれに対する岩手県の対応を中心に考察した。当事業の目的の1つは農家生活の改善にあった。もう1つが農村の民主化に寄与することであった。同省は普及事業の主務課として農業改良課の設置を自治体に求めた。また女性主体の自主的な生活改善グループを担い手とすることを求めた。しかし岩手県は農林省の方針に反して農業改良課を設置せず、また有力な農民リーダーのいるムラを生活改善指定部落として、男性主導で生活改善を進めるという方針をとった。波及効果を考え、目に見える台所改善を優先的に進めた。

キーワード：昭和20年代, 生活改善普及事業, 農林省, 岩手県, 生活改善指定部落